

参照条文

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（療養補償）

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○ 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。  
別表第一の二（第三十五条関係）

一～六（略）

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍

3 四―アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

4 四―ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん

6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん

7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん

8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫

9 ベンゼンにさらされる業務による白血病

10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん

11 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

13 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

14 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍

15 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍

16 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん

17 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん

18 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん

19 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん

20 すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん

21 1 から20までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八～十一（略）